

## ■ 名古屋城眺望景観保全エリア景観形成基準

### 大規模建築物・工作物を対象とした行為の制限

大規模建築物・工作物の建築行為等を行う場合は、全市共通の基準（景観形成基準）に加え、以下の基準が適用されることになります。

#### ア 高さに関する制限

名古屋城眺望景観保全エリアにおける建築物の各部分の高さ（注 1）又は工作物の高さは、建築又は設置される位置に応じて、図 1 による限度高さ以下とする。ただし、以下の場合はこの限りでない。

- ・ 天守閣の背後に隠れる等により、各眺望点より視認されないことが確認できる場合（背景景観の保全にかかる高さの制限に限る。）
- ・ 緊急時・災害時に必要となるなど、公益的な施設で、市長が名古屋市広告・景観審議会の意見を聴き、必要最小限の範囲でやむを得ないと認めた場合
- ・ 市長が名古屋市広告・景観審議会の意見を聴き、眺望を阻害しないと認めた場合

（注 1）建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の高さも算入します。

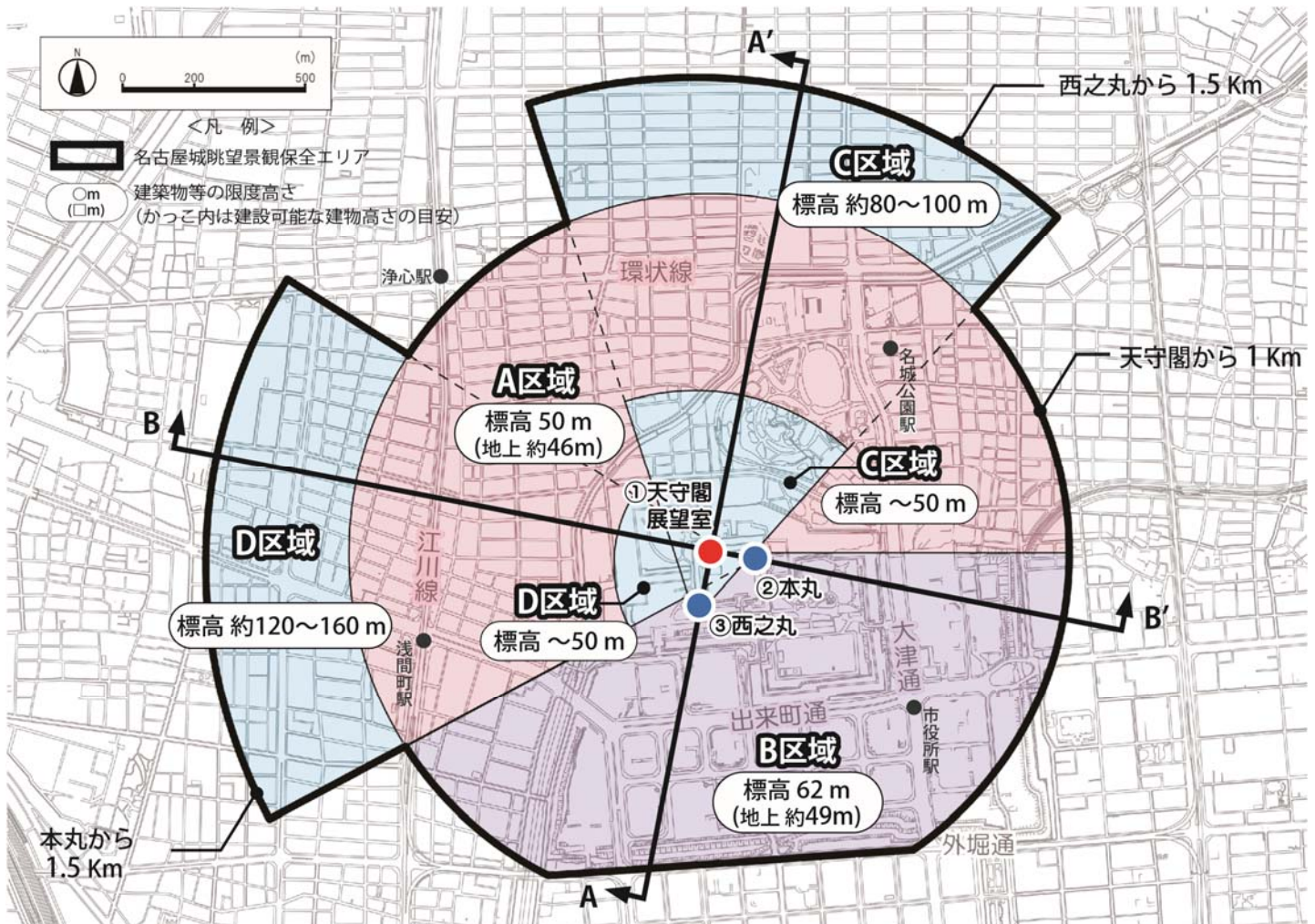


図 1 名古屋城眺望景観保全エリアの区域と高さの制限

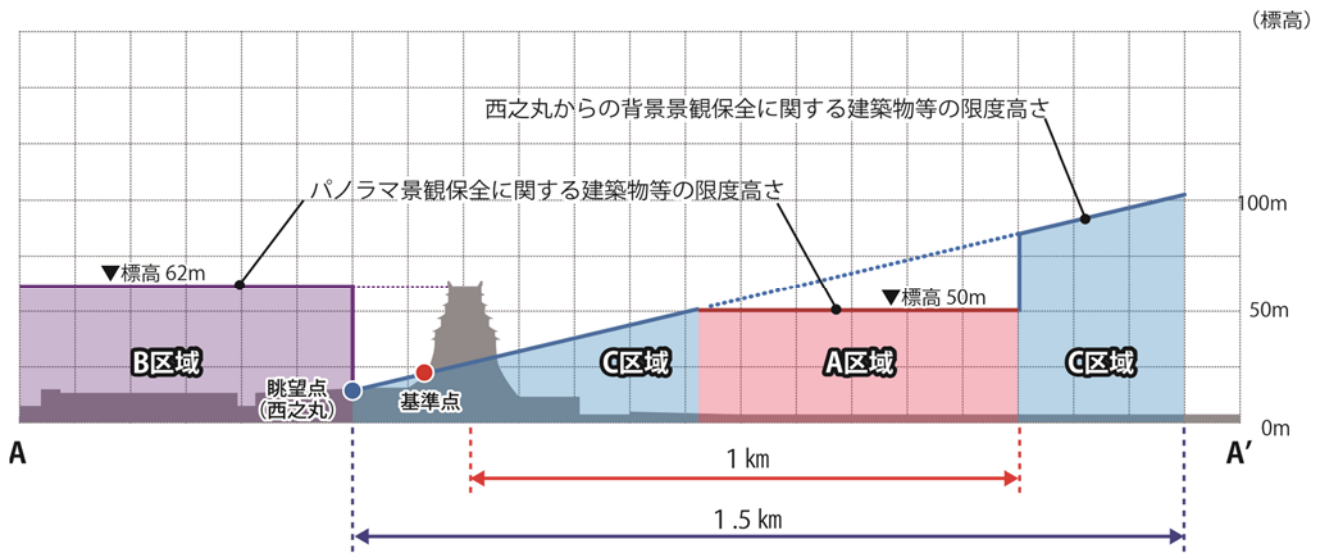


図2 高さ制限に関する断面図 (A-A' 断面)

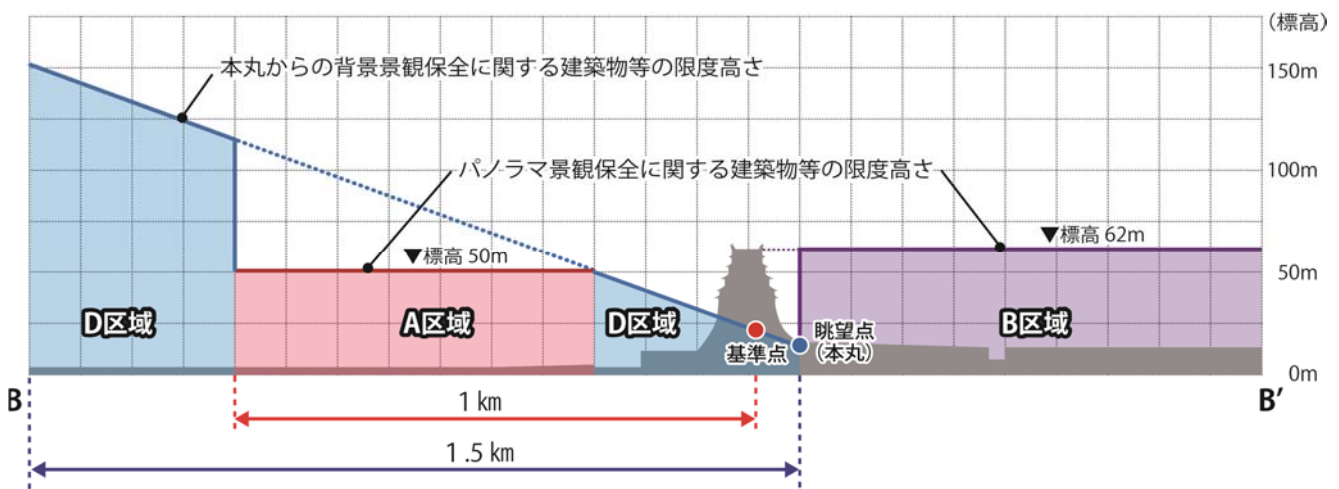


図3 高さ制限に関する断面図 (B-B' 断面)

### イ 形態意匠に関する制限

基本事項	名古屋城眺望景観保全エリアのうち天守閣から 1 km の範囲における建築物又は工作物は、各眺望点から見た名古屋城の眺望景観又は天守閣展望室から見た市街地の眺望景観を阻害しないような形態・意匠・色彩とする。												
外観	<p>建築物又は工作物の外観の色彩は、色相（注2）ごとに下表の彩度（注2）以下とする。</p> <table border="1" data-bbox="411 1563 1321 1760"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>色相</th> <th>彩度の上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>R（赤）又は YR（橙）系</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>Y（黄）系</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>その他</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、以下の場合はこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセントとして壁面ごとに 10%以下の面積で使用する場合</li> <li>・自然素材に彩色を施さず使用する場合</li> <li>・天守閣展望室から見た時に裏側になる等により、視認されない部分に使用する場合（上表の区分 2 又は 3 の場合に限る。）</li> </ul>	区分	色相	彩度の上限	1	R（赤）又は YR（橙）系	6	2	Y（黄）系	4	3	その他	2
区分	色相	彩度の上限											
1	R（赤）又は YR（橙）系	6											
2	Y（黄）系	4											
3	その他	2											
附属施設	<p>建築物又は工作物の照明は、点滅するもの、輝度に変化するもの、表示に動きのあるものや夜景を阻害する高輝度のものは設置しない。ただし、以下の場合はこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の法令等で設置が義務付けられている場合</li> <li>・名古屋の魅力向上に資するもので、期間限定で市長が特に認めた場合</li> <li>・市長が名古屋市広告・景観審議会の意見を聴き、眺望を阻害しないと認めた場合</li> </ul>												

## 屋外広告物を対象とした行為の制限

一定の屋外広告物を表示又は設置する場合、屋外広告物条例に基づく全市共通の基準（許可基準）に加え、以下の基準が適用されることとなります。

対象範囲・規模		名古屋城眺望景観保全エリアのうち天守閣から1kmの範囲における広告物で、広告物の表示面の上端の高さが地上20mを超え、かつ、一つの表示面の表示面積が10㎡を超えるもの（天守閣から視認されないものを除く。）
基準	高さ	広告物の上端の高さは、大規模建築物の高さの最高限度（図1参照）を超えないものとする。
	色彩	ア 彩度8を超える色は、一つの表示面の表示面積の1/2以上には使用しない。 イ 広告物の地色の明度（注2）は9.0以下とする。
	照明	点滅する広告物、輝度に変化する広告物、表示に動きのある広告物や高輝度の広告物は設置しない。

### （注2）色彩の基準について

色彩を表す方法として、日本工業規格（JIS Z8721）ではマンセル表色系を採用しています。マンセル表色系では、色彩を色相（色の種類）、明度（色の明るさ）、彩度（色の鮮やかさ）の3つの要素に分類しています。

\*右に示す色合いはイメージであり、紙やインクなど印刷の影響により実際の色合いとは異なります。

